## 家畜衛生情報

No. 5 令和2年10月

- ★上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
- ★上十三地区家畜衛生推進協議会



#### 豚熱ワクチン接種県からの豚の移動に注意しましょう!

福島県の野生イノシシで豚熱の感染が確認されたため、 福島県、宮城県、山形県がワクチン接種推奨地域に指定され、 9月から豚熱ワクチン接種が順次開始されます。

このことによりワクチン接種豚の移動が制限されます(詳しくは家畜衛生情報No.4をご覧ください)。

本県からこの3県に次のことを要請しているので、やむを得ず豚を導入する場合は、必ず確認しましょう!

#### 要確認!

- ① ワクチン非接種農場の豚であること
- ② 移動豚に異常が見られないこと
- ③ ワクチン非接種農場である旨の証明書が添付されていること
- ④ 消毒済みのトラックで輸送し、他の農場を経由していないこと

なお、ワクチン接種豚であっても、**受入れ体制が整っている と畜場へ直接搬入**することは、認められています。

### ○ワクチン接種豚を誤って本県に導入してしまうと?

- ① 抗体検査で陽性になった場合、野外ウイルス感染豚と ワクチン接種豚の区別ができないため防疫に支障をきた します。
- ② 豚熱が流行している地域のワクチン接種豚は、野外ウイルスに感染しても症状を示さないため、野外ウイルスを 持込む可能性を否定できません。

# ご不明な点は

十和田家畜保健衛生所にお問い合わせください。 電話:0176-23-6235 夜間・休日:090-6453-7023